

厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領

1. 厚生労働省「ものづくりマイスター制度」概要

「ものづくりマイスター制度」とは、高度な技能を持ったものづくりマイスターが、技能競技大会の競技課題等を活用し、中小企業や教育訓練機関で広く若年技能者への実技指導等を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものである。

ものづくりマイスターは、指導領域により、次の3区分を設けるものとする。

(1) ものづくりマイスター

建設系及び製造系の分野で、中小企業・業界団体、工業高校等の教育訓練機関の若年者に実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を支援する。

(実技指導の例)

- ① 熟練技能の継承のため、例えば若手社員に工作機械（汎用機）で加工する技能を習得する指導
- ② 工業高校のカリキュラムに合わせ、実務経験豊富な技能者から実技指導を受け、生徒の技能習得の効果を高める指導
- ③ 熟練技能者が持つ、機械に置き換えることができないカン・コツを若手技能者に継承させる指導
- ④ 技能の習得に加え、ものづくりや建設の現場における生産性向上のための改善指導（DX技術を用いない改善指導 ※）

※ 技能の実技指導に加え、生産性向上のための改善指導（DX技術を用いない範囲）が可能なものづくりマイスターについては、DX技術を用いない改善指導が可能なものづくりマイスターとして登録する。

(2) ものづくりマイスター（+DX）

近年の製造現場におけるDX技術の導入を推進するため、ものづくりマイスターの実技指導に加えて、DX技術を活用した実践的な生産性向上のための改善指導を行う。

(実技指導の例)

- ① 既存の生産管理システムの問題点等把握と問題点の抽出、生産工程、作業管理、稼働率の見える化による作業改善ができる若手社員の指導
- ② 新しいIT技術を導入した際のデータの利活用・連携が効果的に行われるためのプロセスについての具体的な指導
- ③ 職種の特性に応じた、DXの利活用による生産効率の改善に関する指導
- ④ 企業の課題・ニーズに合わせた、DX推進の取り組みにおける若年社員への指導

(3) ものづくりマイスター（IT部門）

中小企業・業界団体、工業高校 等教育訓練機関の若年者に、ITスキルを使いこなせる実技指導を行う。

(実技指導の例)

- ① ウェブデザインの技能レベルの向上を図るため、技能検定の試験課題を活用した指導
- ② 技能五輪全国大会の課題を活用して、生徒がクラウドコンピューティングについての高い技能を段階的に習得するための指導
- ③ 既存の社内データの見直し、適切なビッグデータの収集や加工の方法、分析等までができる若手社員育成のための指導
- ④ 組織内におけるITリテラシーの向上を図るための指導

2. 実施体制

- (1) 中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、ものづくりマイスターの認定・登録及び「ものづくりマイスター認定・登録システム」（以下「システム」という。）の管理・運営を行う。
- (2) 地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）は、ものづくりマイスターの掘り起こし・募集・申請書類の確認・センターへの取次ぎ及び結果通知・認定証交付・派遣コーディネートを行う。

3. ものづくりマイスターの認定・登録

(1) ものづくりマイスターの認定基準

ものづくりマイスターは、次の①から④までのすべての要件を満たす者とする。

① 次のアからキまでのいずれかに該当すること

ア 別表第1の左欄各号に掲げる職種（以下「(1)認定対象職種」という。）の特級、1級又は単一等級の技能士

イ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、別表第1の右欄に掲げるものにおける成績優秀者（銅賞以上）

ウ 高度熟練技能者のうち(1)認定対象職種に該当するもの（高度熟練技能者…長年の経験と工夫を重ねることにより培われた優れた熟練技能を活かし、先端医療用の精密測定機器の組立てや自動車の試作エンジン部品の加工に携わるなど、世界に誇る日本のものづくりの発展を担ってきた方々であり、厚生労働省が平成10年度～平成21年度に認定）

エ 卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター（※）及びこれらに相当する熟達した技能者のうち認定対象職種に該当するもの

※ 更新制度があるため、資格が有効期間内であること。

オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定1級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種に該当するもの

カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により、1級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち、(1)認定対象職種に該当するもの

キ 別表第2の左欄各号に掲げる職種について、右欄に掲げる要件に該当する者

② (1)認定対象職種に関する実務経験が、認定基準に定める資格取得、入賞、表彰、認定等の時点から5年以上あること。

ただし、卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者のうち(1)認定対象職種に該当する者については、実務経験要件を免除する。

③ (1)認定対象職種に関する実技指導経験が、認定基準に定める資格取得、入賞、表彰、認定等の時点から3年以上あること。（②の実務経験期間と重複して構わない。指導経験歴記録書（認定申請書別紙1）を提出。）

ただし、職業訓練指導員免許保持者（原則として認定対象職種に対応する職業訓練科とする：参考資料参照）、卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者のうち認定対象職種に該当する者については、実技指導経験要件を免除する。

④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること

(2) ものづくりマイスター（+DX）の認定基準

ものづくりマイスターの認定要件を満たしている者のうち、DX技術を活用した改善指導に関する役割の付加を希望する者については、「DX技術・知識等に関する申告書」（認定申請書別紙2）及び「改善活動等実績申告書」（認定申請書別紙3）を提出することとし、その内容が要件を満たしている者について、ものづくりマイスター（+DX）として認定する。

(3) ものづくりマイスター（IT部門）の認定基準

ものづくりマイスター（IT部門）は、別表第3左欄各号に掲げる職種（以下「(2)認定対象職種」という。）ごとに、次の①から④までのすべてに該当すること。

① 以下のいずれかに該当する者（(2)認定対象職種ごとの認定基準に該当する資格は、別表第4を参照）

ア 技能検定（ウェブデザイン）1級

イ ITSS（※）のスキル習熟度レベル4以上に相当する情報技術関連の資格を有すること。

ウ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、ITネットワークシステム、ウェブデザインの成績優秀者（銅賞以上）

エ 技能五輪国際大会の競技職種のうち、業務用ITソフトウェア・ソリューションズ、ウェブデザイン、ITネットワークシステム管理、グラフィックデザイン、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、モバイルアプリケーション開発、3Dデジタルゲームアートの成績優秀者（敢闘賞以上）であること。

② (2)認定対象職種に関する実務経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること。

③ (2)認定対象職種に関する実技指導経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること（②の実務経験期間と重複して構わない。指導経験歴記録書（認定申請書別紙1）を提出。）

なお、職業訓練指導員免許保持者（原則として認定対象職種に対応する職業訓練科とする：参考資料参照）については、実技指導経験要件を免除する。

ただし、「ITコーディネータ」資格により認定申請する場合は、職業訓練指導員免許保持者であっても実技指導経験要件免除の対象外とする。

④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある者

（※）ITスキル標準：経済産業省が定めている個人のIT関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化しIT人材に求められるスキルやキャリア（職業）を示した指標。（別紙）

(4) 申請資格

次の要件を満たしていることを申請資格とする。

① 応募時に、企業等に所属している者は代表者又は所属長の、それ以外の者は第三者（いずれも二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。）から、ものづくりマイスターとしてふさわしい者として推薦を受けられること。

② 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

(5) 付帯事項

- ① ものづくりマイスターの認定要件を満たしている者のうち、「DX技術を用いない改善指導」の役割の付加を希望する者については、「改善活動等実績申告書」（認定申請書別紙3）を提出することとする。その内容が要件を満たしている者については、ホームページ上で、DX技術を用いない改善指導が可能なものづくりマイスターとして登録するとともにホームページ上でアピールポイントを掲載する。

なお、特級技能士、卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者の資格要件によりものづくりマイスターの申請を行う者で、「DX技術を用いない改善指導」の役割の付加を希望する者については、「改善活動等実績申告書」（認定申請書別紙3）の提出を免除する。

- ② ものづくりマイスター（+DX）の申請を希望する者で、特級技能士、卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者の資格要件によりものづくりマイスター（+DX）の申請を希望する者については、「改善活動等実績申告書」（認定申請書別紙3）の提出を免除する。（「DX技術・知識等に関する申告書」（認定申請書別紙2）の提出は必須

(6) 認定・登録方法

- ① ものづくりマイスター及びものづくりマイスター（+DX）の認定希望者は、「ものづくりマイスター認定申請書（様式第1号）」を、ものづくりマイスター（IT部門）の認定希望者は「ものづくりマイスター（IT部門）認定申請書（様式第2号）」（以下「申請書」という。）を、在職者は事業所所在地、在職者でない者は居住地のコーナーへ提出し申請することを原則とする。

- ② コーナーは、上記①の申請書やその他添付資料について、必要事項が記載されているか（認定基準、申請資格に合致しているかどうか等）を確認のうえ、「申請書」のコーナー使用欄に必要事項を記入して、申請書写しを保存する。なお、申請書上で確認が困難である場合は、認定希望者と面談のうえ、確認すること。

申請書の写しについては、認定の可否に関わらずコーナーで保存するとともに、個人情報取扱い等に注意すること。

- ③ ものづくりマイスターの認定・登録等は、次の手順をもって完了する。

ア コーナーは、「申請書」のコーナー使用欄に必要事項を記入のうえ、「申請書」の原本にシステムにより作成した「候補者台帳（ものづくりマイスター用）」（様式第3号）「候補者台帳（ものづくりマイスター（+DX）用）」（様式第4号）「候補者台帳（ものづくりマイスター（IT部門）用）」（様式第5号）を添えて、原則として認定委員会の開催を予定する月の前月のセンターが定める期日までにセンターへ提出する。

イ センターは、提出された「申請書」に基づいて審査委員会に諮り認定の可否を決定し、認定者の記載事項をシステムのデータベースへ登録するとともに、認定者個々の認定番号（データ登録番号と同じ：以下省略）を確定し、認定番号等を記入した「候補者台帳（ものづくりマイスター用）」（様式第3号）、「候補者台帳（ものづくりマイスター（+DX）用）」（様式第4号）「候補者台帳（ものづくりマイスター（IT部門）用）」（様式第5号）と「ものづくりマイスター認定証」（様式第6号）をコーナーに送付する。

ウ コーナーは、認定番号を「申請書」コピー右上の当該欄に記入（以降、この認定番号により管理する。）した上で、「ものづくりマイスター認定結果通知」（様式第7号）によりセンターから送付された認定証の交付を行う。

また、認定に至らなかった者には「ものづくりマイスター認定結果通知」（様式第8号）により通知を行う。

エ 認定されたものづくりマイスターは、認定後速やかに指導技法等講習を受講するものとし、コーナーはその受講状況を随時「指導技法等講習受講状況報告書」（様式第9号）によりセンターに報告する。

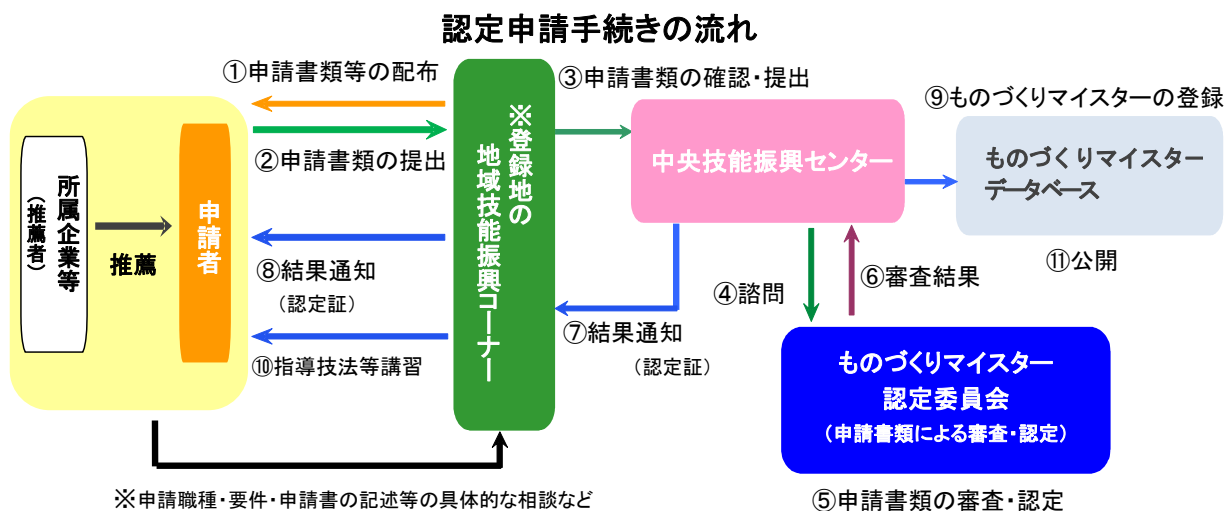
なお、次に該当する者は指導技法等講習の受講を免除することができる。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ① 48時間講習修了者 | ② 職業訓練指導員免許保持者 |
| ③ 高度熟練技能者活動経験者 | ④ 特級技能士 |
| ⑤ 技能継承等インストラクター研修修了者（平成21年度実施） | |
| ⑥ 卓越技能者（現代の名工） | ⑦ 全技連マイスター |
| ⑧ ⑥⑦に相当する熟達した技能者 | |

オ コーナーは、「ものづくりマイスターシンボルマーク」の腕章・ワッペンを管理するとともに、派遣に際してはものづくりマイスターにそれらを貸与する。

また、ものづくりマイスターから、「ものづくりマイスターシンボルマーク」の電子データを求められた場合、コーナーは当該データをシステムから交付する。

※ 腕章は、指導内容によっては、機械に巻き込まれるなど危険が生じる可能性がありますので、状況に応じて、マイスターに注意喚起をお願いいたします。



(7) 登録内容の変更

- ① ものづくりマイスターは、登録内容に変更が生じた場合、申請種別欄の変更欄にチェックした「申請書」（以下「申請書(変更)」という。）を速やかに登録したコーナーへ提出する。
- ② 「申請書(変更)」には、必須項目（申請種別、認定番号、氏名）及び変更する項目のみ記載すること。
- ③ 本人の責によらない軽微な変更（住所表示変更等）については、コーナーが代行して差し支えない。その場合はコーナー使用欄の備考に明記のこと。
 （活動条件の変更により一時的に活動ができなくなった場合は、ホームページ上、非公開扱いとする。）

- ④ ものづくりマイスターから、認定対象職種に該当する可能性のある、卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者に対する表彰又は認定を受けた旨の申し出があった場合は、変更申請を受け付ける。
- ⑤ コーナーは、「申請書（変更）」のコピーを保存し、原本をセンターへ提出する。

(8) 登録の解除

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を解除する。

- ① 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合（過去3年間に1度も活動実績がない場合には、本人に活動継続の意志を確認する。）
- ② 申請内容に虚偽が判明し、悪質と判断された場合
- ③ ものづくりマイスター本人から、登録取消しの申し出があった場合

なお、コーナーは上記①～③の事案が発生した場合は、「登録の解除にかかる報告書」（様式第10号）をセンターへ提出する。

(9) 公表

ものづくりマイスターの情報提供として、認定対象職種及び「申請書」に記載された事項のうち、次の内容をホームページ上で公開する。

- ① 氏名及び性別
- ② 登録地（都道府県名）
- ③ 所属企業名及び所在地（市区町村まで）
- ④ 技能に係る主な取得資格・免許等（技能検定職種・作業名は現在の呼称で統一）
- ⑤ 得意とする指導内容
- ⑥ 活動条件
- ⑦ 主な技能指導実績

（WEB上で環境依存文字となる漢字は、JIS X 0213 に収録されている漢字〔JIS 第一～第三水準の漢字及び第四水準の漢字の一部〕で表示する。）

(10) 個人情報の扱い

収集した個人情報は、個人情報保護法に基づく、受託者が定めるものにより適切に管理すること。

4. その他

(1) 経過措置の終了

(1)認定対象職種は旧ものづくりマイスターの認定要件を、(2)認定対象職種は旧ITマスターの認定要件（ITSS対象資格はレベル4に限る。）を満たす場合には、申請を可能とする経過措置は、令和5年度末をもって終了したので留意すること。

(2) イレギュラー事案の協議

本要領において判断のできない事案が生じた場合は、その都度、センターを通じ厚生労働省あて協議すること。

5. 様式等

(1) ものづくりマイスター認定申請書	様式第1号
(2) ものづくりマイスター認定対象職種コード表	様式第1号-2
(3) ものづくりマイスター（IT部門）認定申請書	様式第2号
(4) ものづくりマイスター（IT部門）認定対象職種コード表	様式第2号-2
(5) ものづくりマイスター候補者台帳	様式第3号
(6) ものづくりマイスター（+DX）候補者台帳	様式第4号
(7) ものづくりマイスター（IT部門）候補者台帳	様式第5号
(8) ものづくりマイスター認定証	様式第6号
(9) ものづくりマイスター認定結果通知	様式第7号
(10) " （認定に至らず）	様式第8号
(11) 指導技法研修受講状況報告書	様式第9号
(12) 登録の解除にかかる報告書	様式第10号
(13) 指導経験歴記録書	認定申請書別紙1
(14) DX技術・知識等に関する申告書	認定申請書別紙2
(15) 改善活動等実績申告書	認定申請書別紙3

平成25年6月18日制定
平成26年5月19日改正
平成26年9月26日改正
平成27年4月21日改正
平成28年4月15日改正
平成29年4月5日改正
平成30年4月10日改正
平成31年4月15日改正
令和2年3月17日改正
令和3年3月31日改正
令和4年10月1日改定
令和5年5月15日改定
令和5年11月15日改定
令和6年5月15日改定